

華誠の知的財産権ニュースレター



2019年02月 第二十二期

目 次

知的財産権

2018年、中国の知的財産権使用料の輸出入額が大幅に増加	2
国家知識産権局：業務用印鑑及び関連する表 / 書式の変更についての公告	3

商 標

国家知識産権局が「商標出願登録行為の規範化に関する若干の規定（意見募集稿）」を公布	3
2018年第4四半期の全国省市県の商標の主な統計データ	4

特 許

報告書によって、中国学術分野のAI特許出願数がリードしていることが明らかに	4
---------------------------------------	-------	---

著作権

著作権局が2019年の重点作品著作権保護早期警戒リスト第一弾を発表	5
上海の“剣網2018”的特別行動の効果は明らか	5



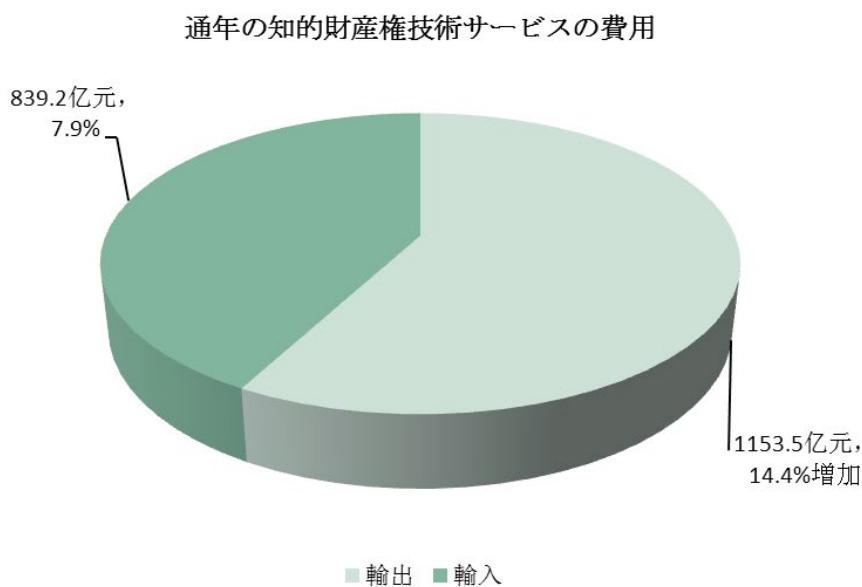
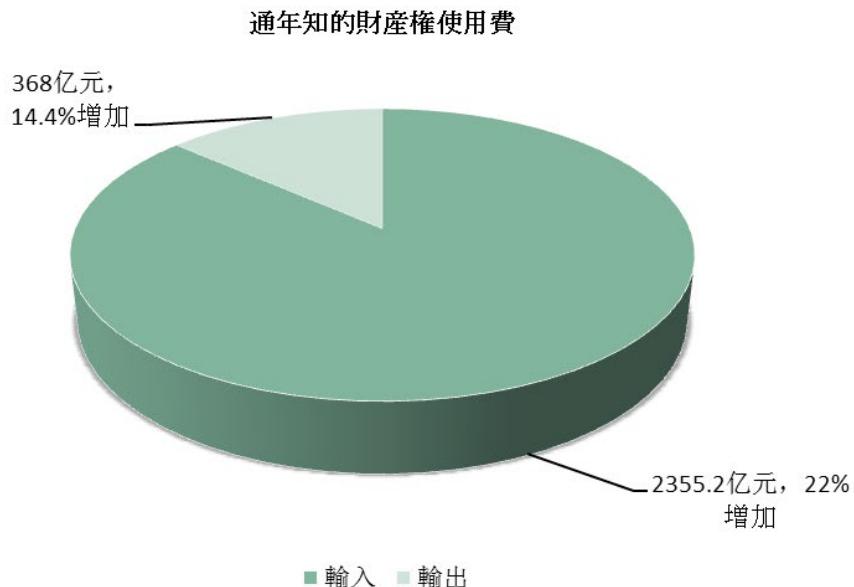
公式サイト：www.watsonband.com

Eメール：mailip@watsonband.com | mail@watsonband.com

知的財産権

2018年、中国の知的財産権使用料の輸出入額が大幅に増加

商務部オフィシャルウェブサイトにおける2月12日の情報によると、2018年の中国のサービスの輸出成長率は8年ぶりの新たな最高記録となり、12月当月の輸出入は依然として比較的高い成長率を維持している。



説明によると、2018年に中国の知的財産権の輸出入の使用料は大幅に増加しており、これは、中国ではハイエンドな生産性サービスの需要が依然として高く、同時にハイエンドな生産性サービスの輸出競争力も向上していることを示している。

(国家知識産権局より)

知的財産権

国家知識産権局：業務用印鑑及び関連する表 / 書式の変更についての公告

中央機構の改革部門によると、国家知識産権局の元特許復審委員会は国家知識産権局特許局と合併し、元国家工商行政管理総局商標局、商標評審委員会、商標審査協力センターが国家知識産権局商標局に統合され、特許復審委員会、商標評審委員会、商標審査協力センターは残さないことになった。

知的財産権審査業務の作業の安定性と秩序を確保するために、関連事項を次のように公告する。

一、機構調整後の特許、商標審査の作業は国家知識産権局の名義で展開し、元特許復審委員会、元国家工商行政管理総局商標局、商標評審委員会、商標審査協力センターの機関名は使用しないこととする。

元特許復審委員会、元国家工商行政管理総局商標局、商標評審委員会、商標審査協力センターの業務処理プロセスは変わらない。未完成の事項は、その職権を継ぐ新しい機構が処理することとし、すでに発行した通知書 / 書式、作成した行政決定、締結した各種協議は引き続き有効である。

二、機構の調整後、元特許復審委員会、元国家工商行政管理総局商標局、商標評審委員会、商標審査協力センターの業務用印鑑の使用を停止し、新たな業務用印鑑を統一して使用する。

三、機構の調整後、特許、商標審査の作業に関わる請求関係の表 / 書式及び発行する通知書 / 書式では、元特許局、元商標局、元特許復審委員会、元商標評審委員会及び元商標審査協力センターの代わりに、統一して国家知識産権局を使用する。

2019年3月1日から、出願者は以下のURLで修正後の請求関係の表 / 書式をダウンロードして使用することができる。

特許業務の請求関係の表ダウンロード用アドレス：<http://www.cnipa.gov.cn/bgxz/index.htm>

商標業務の請求関係の書式ダウンロード用アドレス：<http://sbj.saic.gov.cn/sbsq/sqss/>

四、新しい業務用印鑑と請求関係の表 / 書式は2019年4月1日から使用し始め、それと同時に、旧業務用印鑑と旧請求関係の表 / 書式の使用を停止する。

五、機構の調整後に特許の復審、無効案件の審理を担当する新たな機構の業務地住所は変わらない。

商標出願審査を担当する新たな機構の業務地住所は変わらない。

商標の紛争案件を担当する新たな機関の業務地住所は変わらない。

以上、ここに公告する。

(国家知識産権局より)

商 標

国家知識産権局が「商標出願登録行為の規範化に関する若干の規定（意見募集稿）」を公布

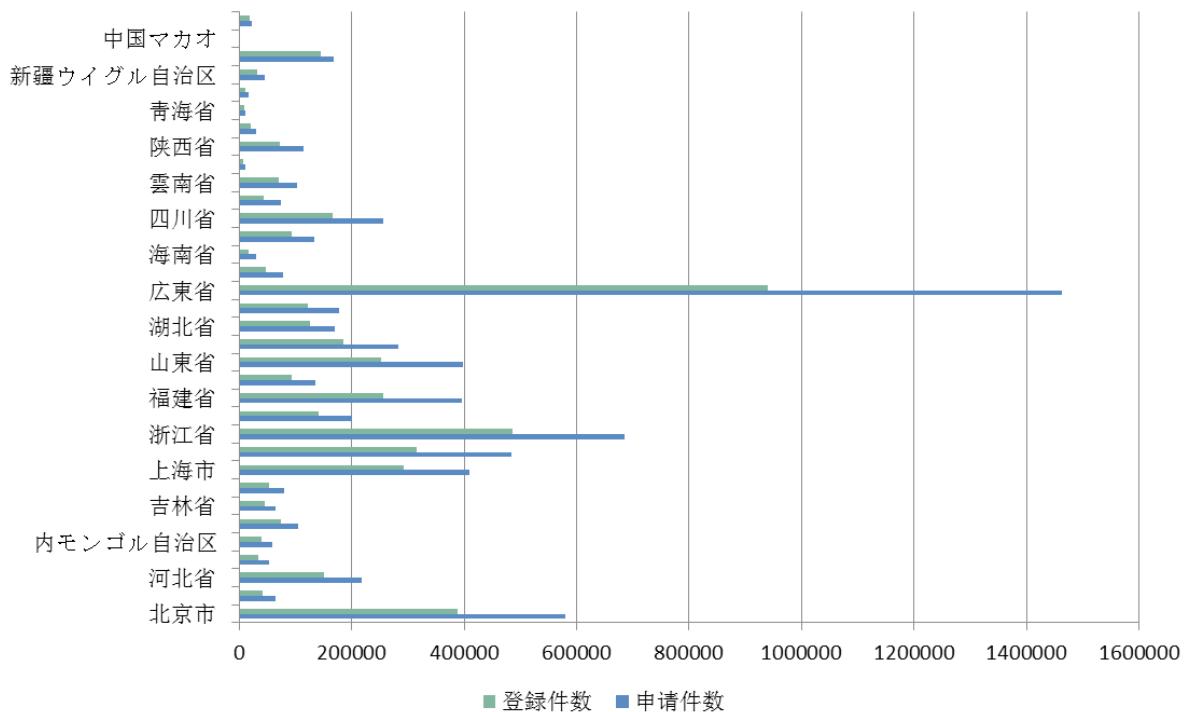
2月12日、国家知識産権局は、起草した「商標出願登録行為の規範化に関する若干の規定（意見募集稿）」とその説明を公布し、社会の各業界からの意見を求めた。公衆は国家知識産権局のウェブサイトにアクセスして、国家知識産権局のウィーチャット公式アカウントをフォローし、意見募集稿及びその説明をチェックすることができる。関係する企業と各業界の関係者は、2019年3月14日までにメールにて「tiaofasi@sipo.gov.cn」へ意見募集稿の修正及び改善をめぐる具体的な意見を送付することができる。

意見募集稿は合計8条からなり、5つの面の内容を含む。1、立法の目的を明確にし、商標法が確立した信義誠実の原則と、使用する意思を前提に商標を出願するという指向性を再度表明する（第1条、第2条）。2、例を挙げて、認められない商標出願登録行為のタイプを規定する（第3条）。3、認められない商標出願登録行為による法的な報いを明確にする（第4条）。4、信用記録、統計基準、代理管理などの面から措置を取り、認められない商標出願登録行為を規制し、かつ当事者の相応の権利を規定する（第5条、第6条）。5、各級の知的財産権管理部門が商標の出願登録と使用行為を指導し、規範化する職責を明確にし、認められない商標出願登録行為を通報し、監督するよう一般公衆を動員する（第7条）。 (国家知識産権局より)

商 標

2018年第4四半期の全国省市県の商標の主な統計データ

1月18日、国家知識産権局商標局は、2018年第4四半期の全国省市県の商標の主な統計データを発表した。そのうち、出願件数、登録件数、有効登録件数がいずれも上位5位となっており、かつ有効登録件数がいずれも100万を突破した省及び市は、広東省、浙江省、北京市、江蘇省、及び上海市である。



(国家知識産権局 より)

特 許

報告書によって、中国学術分野のAI特許出願数がリードしていることが明らかに

世界知的所有権機関（WIPO）が統計した報告によると、全世界における人工知能（AI）関連の特許件数は2013年から2016年までの4年間で倍増した。企業のAI特許保有数においては、米国、日本企業が上位を占め、学術分野では中国が急速に躍進している。

2月11日の『日本経済新聞』によると、世界知的所有権機関の調査では、AI研究が始まった1950年代以降、AI関連の特許件数は約34万件となっており、そのうち、2013年以降の発明が53%を占めている。AI関連の特許件数は特許総件数の0.6%を占めている。この報告は、当該機関が初めてAI関連の特許に焦点を当てて発表したものである。

企業の出願数から見ると、米国、日本企業が優位を占めている。米国IBMは8290件で1位となっている。2位から5位はそれぞれ、米国マイクロソフト、日本東芝、韓国サムソン電子、及び日本NECである。一方、学術分野では、中国が急速に躍進した。AI関連の特許出願数が上位20位の大学及び公共研究機関の中で、17社は中国のものであり、中国科学院と清華大学が上位に立っている。

(Huanqiu.com より)

著作権

著作権局が 2019 年の重点作品著作権保護早期警戒リスト第一弾を発表

「国家版権局弁公庁によるインターネットにおける伝播作品の著作権監督管理の更なる強化に関する意見」及び国家版権局の著作権重点監督管理作業計画に従って、関係する権利者が報告した作品のライセンス状況に基づいて、2019 年度の重点作品著作権保護早期警戒リスト第一弾を発表した。

2019 年重点作品著作権保護早期警戒リスト第一弾

番号	作品名	関係する権利者	上映時期
1	The Wandering Earth	中国電影股份有限公司	2019. 2. 5~2019. 3. 5
2	Crazy Alien	北京壞猴子文化産業發展有限公司	2019. 2. 5~2019. 3. 5
3	The New King of Comedy	北京聯瑞映視制作有限公司	2019. 2. 5~2019. 3. 5
4	Pegasus	上海博納文化伝媒有限公司	2019. 2. 5~2019. 3. 5
5	Integrity	銀都機構有限公司	2019. 2. 5~2019. 3. 5
6	The Knight of Shadows: Between Yin and Yang	愛奇芸影業（北京）有限公司	2019. 2. 5~2019. 3. 5
7	Boonie Bears: Blast into the Past	華強方特（深圳）アニメ有限会社	2019. 2. 5~2019. 3. 5
8	Peppa Celebrates Chinese New Year	アリババ映画（北京）有限会社	2019. 2. 5~2019. 3. 5

関連するネットワークサービスプロバイダは、著作権保護早期警戒リスト内の重点映画に対して、以下の保護措置をとる。コンテンツを直接提供するネットワークサービスプロバイダは、映画の上映期間内に著作権保護早期警戒リスト内の作品を提供してはならない。ストレージスペースを提供するネットワークサービスプロバイダは、ユーザーが著作権保護早期警戒リスト内の作品をアップロードすることを禁止すること。検索リンクを提供するネットワークサービスプロバイダ、電子商取引ウェブサイト及びアプリケーションストアは、侵害内容の削除、又は侵害リンクの遮断を求める著作権保護早期警戒リスト内の作品の著作権者からの通知をいち早く処理すべきである。

（国家版権局 より）

上海の“剣網 2018”の特別行動の効果は明らか

2018 年、上海の著作権部門は積極的に「剣網 2018」特別行動を展開し、ネット上において権利を侵害する海賊版案件の取締りに更に力を入れ、期間中は 2,049 件（回）のウェブサイトを巡回し、ネットワークにおいて権利を侵害する海賊版案件 4 件を立件処分し、罰金合計 31.2 万元を科し、権利を侵害する海賊版を含むウェブサイトを 7 件閉鎖し、権利を侵害する海賊版へのリンク 1,162 件を削除し、規則違反の製品 327 個を販売禁止としてネットから削除させた。上海市の各級の著作権行政、法執行、司法部門が共同で、ネットにおいて権利を侵害する海賊版に係る刑事事件を 8 件立件処罰し、法に基づき 1 名を刑事拘束し、3 名を逮捕し、9 名を保釈し、3 人を移送して起訴した。

2019 年、上海市版権局は、上海市「掃黃打非」弁公室、サイバーセキュリティー・情報化委員会弁公室、通信管理局、公安局との意思疎通と協調を更に強化し、各部門の職能作用を充分に發揮し、自主的に取締りを行い、ネットワークにおいて権利を侵害する海賊版を扱う行為を取締る高圧的な姿勢を常に維持し、積極的に調和のとれたクリーンなネットワーク環境を創造する。

（国家版権局 より）